

## 全国健康保険協会船員保険協議会（第24回）

開催日時：平成26年7月23日（水）10：00～10：55

開催場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）会議室

出席者：岩村委員、江口委員、大谷委員、門野委員、菊池委員、新見委員、立川委員、  
田付委員、田中委員、長岡委員、三木委員  
（五十音順）

議題：1. 平成25年度決算【船員保険事業】について  
2. その他

岩村委員長 定刻よりは早いのですが、ご出席予定の皆さまが全ておそろいであるということでございますので、ただ今から第24回船員保険協議会を開催することにいたします。

まず、委員の交代があったということでございますので、それにつきまして事務局からご報告を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

吉田次長 委員の交代につきまして、ご報告いたします。

佐々木委員の後任としまして、一般社団法人日本船主協会の門野委員が6月1日付で任命されておりますので、ご紹介いたします。

門野委員 門野でございます。よろしくお願いいたします。

吉田次長 また、浦委員の後任としまして、全日本海員組合の新見委員が7月1日付で任命されておりますので、ご紹介いたします。

新見委員 新見です。よろしくお願いいたします。

岩村委員長 門野委員、新見委員、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

本日の出席状況でございますけれども、大内委員からご欠席というご連絡を頂戴しております。また、小林理事長が社会保障審議会介護給付費分科会に出席されるということで、欠席ということでございます。

それでは早速、議事に入りたくと存じます。お手元の議事次第に沿って進めてまいります。

## 議題 1. 平成 25 年度決算【船員保険事業】について

岩村委員長 1 番目の議題は、平成 25 年度決算 [ 船員保険事業 ] につきまして、事務局から資料 1-1 から資料 1-4 まで、そして資料 2 が提出されております。これに基づきまして、説明をまず頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

吉田次長 それでは、資料 1-1 をご覧いただきたいと思います。

資料 1-1 につきましては、決算報告書の概要となっております。収支の状況、予算と決算を比較してお示ししております。収入合計はご覧の通り、決算額で 471 億円となっており、内訳としましては、保険料等交付金で 348 億円ということで、予算に対して 3 億円の減となっておりますが、これは、前年度の保険料の未交付額につきまして、予算では 10 億円と見込んでいましたところ、決算では 7 億円となったことによりマイナス 3 億円ということでございます。

その三つ下でございます「その他」につきましては、準備金の運用収入と返納金を計上しているところでございます。

累積収支からの戻入 15 億円につきましては、被保険者保険料負担の引き下げ分を準備金から繰り入れているというところで 15 億円を計上しております。

一方、支出につきましては、462 億円。その内訳としましては、職務外の療養の給付が予算の見込みを下回ったことによりまして、保険給付費が 3 億円の減少ということになってございます。

その下にあります、業務経費、一般管理費につきましては、システムの保守費用の減、特別支給金が予算の見込みを下回ったことによる減というふうになってございます。

「その他」の 11 億円につきましては、職務上年金の交付金につきまして、24 年度受け入れ過ぎたものを 25 年度に返還する経費がほとんどでございます。この結果、支出について、決算額が予算額を下回ったことによりまして、収支差 9 億円となっております。

続きまして、資料 1-2 でございます。これは、先ほどご説明しました概要につきまして、科目ごとに整理しております。詳細のほうは省略させていただきたいと思います。

引き続きまして、資料 1-3 をご覧いただきたいと思います。財務諸表でございます。財務諸表の 5 ページをおめくりいただきたいと思います。

5 ページから 6 ページにかけまして、損益計算書でございます。5 ページの一番上でございます「経常費用」でございますが、合計につきましては次の 6 ページのほうをご覧いただきたいと思います。右上にございます通り、経常費用の合計は、約 453 億円となっております。経常収益につきましては、右下五つ目にございます 446 億円となっており、当期の純損失は右の一番下にございます約 7 億円となっております。

先ほど、決算の報告書の概要の中で、収支差が 9 億円というふうにご説明いたしました。

一方では、この損益計算書上でありますと、7億円の純損失となっております。その大きな要因としましては、被保険者の保険料負担軽減分を準備金より繰り入れておるところでございますが、その額につきまして、決算報告書では収入として15億円計上してございますが、損益計算書では収益に計上されないということがありまして、違いが生じている、というのが大きなところでございます。

次は、3ページに戻ってご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございます。流動資産の合計は、右上の119億円となっております。22年度から運用を開始しました金銭信託の302億円を含めました固定資産合計は、304億円となっております。結果、資産合計は右下、423億円となっております。

4ページをご覧いただきたいと思います。負債の部でございます。流動負債の下にございます、未払金35億円でございます。これは、3月以前に申請を受け付けました4月以降に支払った現金給付、また、3月以前に郵送しましたが、支払いが4月となる郵送経費などを計上しているところでございます。

その三つ下にあります、前受収益でございます。これは、26年3月に納付いただきました任意継続被保険者の前納保険料を、ここで計上させていただいているところでございます。結果としまして、流動負債の合計は右上にございます約36億円で、固定負債を含めました負債合計が40億円となっております。

その下にございます、純資産の部でございます。準備金が386億円、また損益計算書で計上しました当期純損失の7億円を繰越欠損金として計上させていただきまして、純資産の合計は383億円となっております。負債と純資産の合計が423億円となっております。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。7ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。現金の出入りを示したものでございますが、下から三つ目にございます、資金の減少額というのが11億円となっております。これに下から二つ目の期首残高104億円に対して、期末残高が93億円となっておりますが、この93億円の額と、3ページの貸借対照表上の現金及び預金の額とが一致しているところでございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。8ページ、損失の処理に関する書類でございますが、当期純損失7億円を損失処理とした場合、下の欄の外にございます準備金残高は、379億円となっております。

9ページ以降につきましては、注意事項等、細かい数字になってございますので、この場では説明を省略させていただきたいと思います。

これで、財務諸表のご説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料1-4でございます。25年度事業報告〔船員保険事業〕(案)でございます。

まず、おめくりいただきまして、最初は事業方針等を書いてございますので、それは後ほどご覧いただくとしまして、6ページからご説明をさせていただきたいと思います。

6 ページが加入者、船舶所有者数の動向でございますが、図表 2-1 をご覧いただきたいと  
思います。下から三つ目の加入者数、平均標準報酬月額、船舶所有者数とございまして、  
加入者数につきましては 12 万 7147 人ということで、毎年減少はしているところでござい  
ますが、ここ 2 年間は減少傾向が少しずつ鈍化している、という状況でございます。

2 番目の「平均標準報酬月額」でございますが、これにつきましては 24 年度、25 年度と、  
2 年間、微増でございますけど上昇傾向にあります。これは、漁船員の方の報酬が伸びを示  
しているということから、若干の増につながっているというところでございます。

最後の「船舶所有者数」につきましては、24 年に比べて微減ということで、ほぼ変化が  
ない状況になってございます。

右の 7 ページをご覧いただきたいと思えます。7 ページの上でございます。これは制度別  
の被保険者の年齢構成を比較したものでございまして、船員保険は 50 歳以上から急激に被  
保険者数が増えておりまして、50 歳を境に他の制度とは違う動きをしている、というところ  
でございます。これは、特に従来と特徴が変わっているわけではございません。

ただ、下の図表 2-3 をご覧いただきますと、平成 21 年 9 月時点の平均年齢、47.6 歳と、  
26 年 3 月時点の平均年齢は 46.7 歳、1 歳という、わずかでございますけど平均年齢が若く  
なっているというところで、実線と点線のところを比べていただきますと、少しずつフラ  
ットな状況になっている、というところでございます。被保険者数につきましては、以上  
でございます。

8 ページから 9 ページにかけましては、医療給付費等の資料でございます。

図表 3-1 をご覧いただきたいと思えます。図表 3-1 につきましては、25 年度の医療費総額  
は、震災の影響があった 23 年度を除きまして、加入者数の減少による影響で、医療費総額  
は減少している状況でございます。25 年度は、1.5%という状況になってございます。

その医療給付費の下にあります、現金給付費（注 1）というところにつきましては、ここ  
は高額医療費の増というところでございまして、その下にあります（注 2）と書かれている  
現金給付につきましては、傷病手当金の増によるものということで、後ほどまたご説明を  
させていただきたいと思えます。

9 ページの右上でございます。これが、加入者 1 人あたりに医療費でございまして、上か  
ら 2 つ目の「医療費総額」のところでございます。18 万 7,709 円ということで、1 人当  
りにつきましては、ここ 3 年間は増加しているというところではございますが、ここに来  
て 2 年間は伸び率のほうも鈍化している状況にあるということでございます。

現金給付と、その他の給付につきましては、先ほどお話しした高額医療費と傷病手当金  
の増、ということになってございます。

図表 3-3 から次のページにかけましての図表 3-5 は、この内訳になってございますので、  
今回はご説明を省略させていただきたいと思えます。

11 ページ、年金給付の状況でございます。年金給付につきましてはご覧の通りでござい  
ますが、受給権者数が減っているにもかかわらず年金給付が増えている、というところで

ございますけど、これは労災との差額を給付しているわけですが、支給してから失権するまでの支給期間が短い方に対しては、差額の一時金を支給するというものになってございまして、その対象者にお支払いする給付金のほうが増えたことによるものでございます。

続きまして、12 ページ、13 ページでございます。

12 ページは、26 年度予算編成時の保険料率の決定というところでございまして、中段のほうにございます、「26 年度の保険料率については」というところでございまして、26 年度も同様に保険料率を据え置いた場合には、当時 3 億円という赤字が見込まれているところではございましたが、  
、  
の理由による、赤字額が少額であるということと、平均標準報酬が若干ではありますが上向いているという等々の事情を考慮して、準備金を取り崩すことを視野に据え置いているという状況でございます。

(2) にございます「災害保健福祉保険料率」につきましても、収支がほぼ均衡と見込まれるということで、26 年度も据え置いている状況でございます。

13 ページは、先ほどお話しした決算の状況でございますので割愛させていただきたいと思っております。

14 ページから 15 ページでございます。ここから、「船員保険事業の概要」ということになってございます。

ポイントとしましては、(1) にございます情報提供・広報の充実ということでございまして、15 ページの右上にございます、右側のグラフをご覧くださいますと、25 年度ホームページをリニューアルした関係で、アクセス数が約 2 割伸びております。引き続き加入者の方や、船舶所有者の皆さまに役立つような情報の提供に努めていきたいというふうに思っております。

15 ページの から次のページにつきましては、 と資料、広報紙の写しを付けさせていただきます。 は、25 年度から始めました保険証に同封する「船員保険のしおり」でございます。これは、インターネットを利用されない方々に対しても幅広く広報を実施するというので、10 月から始めたところでございます。

につきましても、被保険者の方や船舶所有者にお配りしたり、労働基準監督署や年金事務所などの窓口において、ご活用いただいているところでございます。

18・19 ページに移らせていただきます。

18 ページの でございます。関係団体のご協力等による広報でございまして、機関誌等への掲載件数につきましては、24 年度の 25 件から 25 年度は 43 件と大幅に増加しております。関係の皆さまにご協力いただきましたことを、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

(2) の「ジェネリック医薬品の使用促進」の でございます。下から 2 行目ぐらいにございます、約 5,800 人にジェネリックに切り替えていただくようなご案内をお送りしたところ、21.7%の方がジェネリックのほうに切り替えていただいた、というところでござい

して、1カ月当たり、一番下の行にございます、1カ月当たり175万円の医療費軽減の効果が見込まれておりまして、単純に12倍をしますと年間2,100万円に相当する額の財政効果があった、というふうに総括しております。

(3)の「保険給付の適正な支払い」のレセプト点検でございます。図表5-3をご覧ください。図表5-3につきましては、資格点検のところは4,000円台と、前年に比べまして大きく伸びているところがございますが、ここは25年度、集計方法を変更してございまして、特に資格点検が大幅に増加しているように見て取れるんですが、例年ベースにいたしますと、ほぼ前年と同程度というふうに見込まれるところがございます。

一方、内容点検、外傷点検は、この数字に似たような結果を出しておりまして、内容点検では3割強、外傷点検でも3割近い金額を伸ばしているというところがございます。

20ページ、21ページをご覧ください。と思います。

20ページの でございます。「被扶養者資格の再確認」でございます。高齢者の医療に対する保険者の拠出金というのが、加入者数に応じて負担するということになってございまして、例年被扶養者の方の資格というのを再確認させていただいております。 の下から3行目にあります通り、船舶所有者の皆さまのご協力を頂戴しまして、238人の方の届け出を頂戴しました。高齢者医療への拠出金が約1,600万円相当が削減された、という見込みでございます。引き続き、届け出の適正化につきましては、加入者様、船舶所有者の皆さまのご協力を頂戴できればと思っております。

おめくりいただきまして、23ページでございます。サービススタンダードの達成のところでございます。サービススタンダードの達成につきまして、サービスの向上という意味では、船員保険部でも力を入れているところございまして、請求の受付から振込までというのを10営業日以内、というふうに目指しておりまして、25年度は全ての月で100%達成したというところがございます。

続きまして、24ページから25ページにかけてでございます。ここは細かい数字がいろいろございますので、ポイント2点だけをご説明いたします。

1点が、高額療養費でございます。左側の5-4でございます。図表5-4の中の高額療養費の四角で囲ってある二つ目に、現金給付分(償還払い)というところがございます。25年度をご覧くださいと、件数で76.3%、金額で36.2%というふうに伸びてございます。

この要因につきましては、船員保険部では高額療養費が該当する方で請求をされていない方に対して、請求勧奨をさせていただいております。従来は、請求がなく2年を経過する前に、勧奨をお送りしていたところがございますが、それを、1年を経過した時点で請求いただけない方に対して勧奨を行ったということで、単純に申し上げると2年分をまとめて送ったような状況になるということで、請求が大きく伸びたというところがございます。

もう一点、下から三つ目でございます、傷病手当金についてでございますが、ここも金額も件数も伸びているところがございますが、これにつきましては、十分に分析ができていないところではございませんが、請求書を確認したところによりまして、脳疾患の件数と

というのが3%程度伸びているということと、併せて全体的に療養の長期化による支給日数が増加している、というような要因がありまして増加している、というふうに考えているところでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。

26ページ、「お客様満足度調査の実施」という、(5)でございます。右側にその結果を載せさせていただいておりますが、25年度は対前年に比べて3割、4割の増ということになってございますが、これは下の注意書きにも書いてございます通り、従来は「普通」という選択肢というのがあったところでございますが、25年度は「普通」という選択肢を除きまして、満足なのか不満足なのかと、こういう二者択一と、こういうふうな扱いをさせていただいた関係で、満足のほうの件数、割合が増えているというところでございますが、単純に24年度と比較して評価できるわけではございませんが、当然100%を目指す上で、まだまだ低い数字になっておりますので、引き続きこの満足度を上げていきたいというふうに思っております。

29ページからは、健診関係、保健事業の健診保健指導の関係でございます。結果につきましては31ページに結果が、25年度結果を報告させていただいております。25年度の図表5-12、31ページでございます。

25年度の実施率というところをご覧くださいますと、生活習慣病、被保険者40～74歳の方で、35.7%という数字になってございます。目標値が我々、25年度、37.5%を目標にしておりましたが、若干届かなかったという状況でございます。

二つ下でございます。被扶養者で40～74歳の方、これは目標が12%のところ、14.4%。対前年、23年、24と比べましても大きく伸びているというところでございます。これはまた次のページで要因をご説明したいと思います。

特定保健指導、被保険者につきましては、初回面談の後6カ月間継続して保健指導を受けていただくわけなんですけど、6カ月が終了した方については5.3%、目標はやはり10%を目指しておりますので、ここはなかなか進まない状況になってございます。

被扶養者につきましては、目標が5%のところ、4.2%というところで、ほぼ目標に近いところでございますが、人数的にもかなり少ない状況でございますので、ここも数を増やしていきたいと、こういうふうに思っております。

その下の図表5-13でございます。上の実施率には加味されておませんが、船舶所有者様から頂戴します船員手帳の健康証明データ取得状況でございます。毎年8月に集計をさせていただいている関係で、例年この事業報告の中では、もう一つ前の年の速報値を載せさせていただいております。

右の一番下から三つ目にございます23.6%が、24年度の取得率でございます。25年度が23%を目標にしておりますので、25年度はその目標は十分クリアできる、というふうに思っております。ご協力いただきありがとうございます。

32ページ、33ページに先ほどの健診事業、保健指導につきましてはの取り組みを掲載させ

ていただいておりますけど、主な取り組みとして3点だけお話しさせていただきますと、恐縮ですが資料を戻っていただきまして、29ページの図表5-11にお戻りいただきたいと思っております。

29ページの図表の下のほうでございます。生活習慣病予防健診の実施機関の拡大ということで、24年度から25年度にかけて、大きく実施機関数を伸ばしたということで、利用者の利便性の向上という意味で、健診実施機関を増やした影響が一つでございます。

二つは、恐縮です、まためくっていただきまして、32ページの と でございます。の特定健診の利用者負担の軽減ということで、保険者負担の上限額を引き上げたということで、加入者の負担を軽減したということで、実施率が伸びたということと、もう一点は、従来は生活習慣病予防健診という健診は被保険者しか受診できなかった運用でございました。被扶養者の方は特定健診ということで尿検査、血液検査等、「検査項目が少ない」と、前々からいろいろご意見を頂戴しているところではございましたが、25年度から、被保険者同様に生活習慣病の健診を受けていただける環境をご用意したところ、多くの方に受診いただいたということがございまして、この点で特定健診を大きく伸ばしたというところでございます。

続きまして、36ページ、37ページでございます。37ページの福祉事業でございます。福祉事業につきましては、下から8行目ぐらいに、旅行代理店を活用したというところがございます。26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業」というところがございます。また、その一番下から2行目、3行目ぐらいに、船員保険福祉センターが配置された3地域に、代替施設の運用を26年4月からという、この、2点でございます。これにつきましては、また後ほど別な資料で、ご説明をさせていただきたいと思っております。

38、39ページにつきましては、協会全体として組織運営、業務改革について取り組んでいることを整理させていただいております。ここは後ほど、またご覧いただければと思います。

最後でございます。41ページでございます。41ページで、25年度の総括でございますが、最初の、前段のほうでは、今までご説明した取り組みをあらためて整理させていただいております。下から7行目ぐらいからでございます。25年度を振り返ればというところでございます。全体としては船員保険事業の運営というのは、事業の実施状況も全般的に落ち着いている、というふうに思っております。

しかしながら、以降に書いてございます、保険料負担を軽減するために準備金から引き続き繰り入れを行っている状況にあること、また、被保険者の減少傾向も、あるいは1人当たりの医療費の増加傾向も、継続しているということには変わりはないということと、高齢者の拠出金も今後増加するというのを考えれば、一層安定的な、効率的な事業を進めていく必要がある、というふうに25年度を締めくくってございます。

43ページ以降につきましては、目標指標なり検証指標、また最後には決算報告書を付けさせていただきます。



以上で、事業報告も含めましてご説明を終わらせていただきます。

すみません、駆け足で恐縮です。資料 2 でございます。資料 2 につきましては、船員保険のほうの準備金の運用状況について、お示した資料でございます。

1 ポツでございます、運用につきましては、満期保有を原則とする国債によりまして運用しているところでございます。

2 番でございます、25 年度末運用資産残高の二つ下の、当期実現利回りをご覧くださいますと、0.288%と、昨年が 0.272%の状況だったものから、若干金利が伸びている、というところでございます。

以上で、運用の状況でございます。以上説明を終了させていただきます。

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきました 25 年度決算、船員保険事業につきまして、ご質問あるいはご意見などがありましたら、お願いしたいと思います。では立川委員、どうぞ。

立川委員 今、25 年度の事業報告をしていただきました。その中で触れていただけなかった部分が一つありますので、それをお伺いしたいと思います。

と言いますのは、無線医療に関して、RFO から JCHO に、この 4 月に移行されております。その中で、被保険者側から協会さんのほうに遅滞なく移行していただきたいということをお願いしながら来たわけですけれども、その件に関しまして、移行の経過について簡単にご報告いただきたいということと、今後の経過といたしますか、JCHO における運用報告についても報告をしていただきたい、という希望がございますので、その辺の扱いがどうなるか、教えていただければというふうに思います。

岩村委員長 ご質問ということで、では事務局のほうでお答えいただければと思いますが。

長門理事 無線医療助言事業については、41 ページの下から 3 分の 1 のあたりのところになりますが、福祉事業に関しての説明に続けて、「特に無線医療助言事業については、当該事業の中核をなす船員保険病院の運営主体が 26 年度から変更されることを踏まえ云々」ということで、総括の中でも特記させていただいています。

今年の 4 月から、従来の船員保険会から地域医療機能推進機構に、病院の運営主体は移りましたけれども、事業としては円滑かつ着実に移行ができた、という状況でございます。

その際、医療助言を求める際の手段としては、いろんな手段があり、最近では E メールを使われるケースが多いわけですが、移行に当たっては、その E メールアドレスが変更されるということで、これは関係団体にも随分お骨折りいただいて広報いたしました結果、新しいメールアドレスも周知が図られて来ておりまして、5 月末現在で、既に全体のほぼ半

数が、新しいメールアドレスで連絡が入って来ている状況です。

それから、事業そのもの枠組みは、病院の運営主体は変わりましたが、私どもに事業実績のご報告を頂いて、それに対して、私どものほうから費用を福祉事業としてお支払いするという、その枠組みは変わりがなく、順調に行われております。

岩村委員長 立川委員、いかがでしょうか。

立川委員 どうもありがとうございます。今後とも、この協議会を通じて実績等を報告していただきながら、またあらためて要望があれば申し上げていきたいと思っておりますので、継続的な取り組みをよろしくお願ひしたい、というふうに思います。以上です。

岩村委員長 やはり、船員の方の健康安全に関わることでありますので、協会の側でも、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。では田中委員、どうぞ。

田中委員 健康保険全般に関わることで、船員保険だけに限ったことではないんですが、ありきたりな当たり前のことですけど、今ご説明がありましたように、ジェネリックの促進というのが、まだまだ浸透していないというふうに思ひますので、「ジェネリックを使うことで、デメリットはない」ということをしっかり説明することと、結果的に、ご本人もそうですけども、「船員保険の財政状況にも、大変貢献をする」ということを一言添えていただきたいと思ひます。皆さん一人一人被保険者ができる協力というか、制度維持をしてコストを下げていくというような、そういうこともぜひ盛り込んでいただきたいと思ひます。

広報の仕方では、これ、新しくメルマガですか、メールマガジンの配信とか、いろいろ取り組んでいただけていて感謝します。ホームページというのはアクセスしなければ見られないんですけども、そのホームページのアクセスも2割ほど上がっているということで、メールマガジンは登録をすれば自動的に配信がされてくるということで、船員にとって面白いと思ひます。有効な情報も、あまり頻度を上げ過ぎると、邪魔なメールになるかもしれないんですけども、特に乗船中の健康管理とか、あるいは乗船前に今準備しておくようなこととか、そういう船員の生活に密接したような情報が配信されるといいのかなというふうに思ひます。

やはり、生活習慣病を抱えたまま乗船をしている船員は大変多いです。それは、理由は当然高齢化をしているということですから、それはやむを得ない部分もあるわけですけども、そういう対応も、適切な情報を流すことで、結果的にご本人の健康維持と保険財政の健全化ということにつなげていただきたいと思ひます。以上です。

岩村委員長 では事務局、よろしいでしょうか。お願いします。

吉田次長 先ほどのジェネリックの話でございましたけど、ジェネリックだけに限らず、加入者の方に分かりやすい広報、また有益な情報というのを積極的に発信するというのは、大変重要だと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

岩村委員長 医療保険部会でもジェネリックの件は出ていまして、これは、対費用効果が大きいんですね。これは国民健康保険の例ですけれども、医療保険部会で出たものとしては、呉市が行っているジェネリックの使用促進の取り組みというのをやっていて、これが非常に効果を挙げていて、しかも、対費用効果が非常にいい。

これは、端的に、しつこく、しつこく、ジェネリックに変えてくれというのを、何回も送ってというやつなんですけど、それによる効果が非常に大きい、ということは出てきます。

もちろん、ジェネリックに変えることによって、ご本人の自己負担も減りますし、かつ、保険財政にもプラスに働くということでありますので、この点は今後、協会けんぽ全体、船員保険を含む協会けんぽ全体でも取り組んでいただければ、というようには思います。

では事務局、お願いします。

長門理事 ジェネリックの話が重ねて出ましたので、少し補足させていただきます。先ほど、事業報告の中で吉田次長からも触れさせていただきましたが、18 ページのところでございます。

船員保険の場合には健康保険に少し遅れて、24 年度からジェネリックの取組みをスタートいたしましたけど、25 年度におきましては、ジェネリック医薬品の使用による軽減額通知の送付対象者を、24 年度の約 2,800 名から、およそ倍の約 5,800 名に増やし、取組みの拡充を図りました。

それから、今、繰り返しというお話がございましたが、24 年度は、通知は 1 回限りでしたが、25 年度は 10 月に通知をお送りした後に、その後の医療機関の受診状況をもう一度確認させていただいて、年度末になりましたけども、2 回目の通知をお送りさせていただきました。1 回目で切り替えをされていない方々が、約 2,600 名おられましたが、その方々には再度ご案内をするという、そういう工夫もいたしました。

ジェネリック医薬品の使用促進は、ご指摘のとおり、非常に重要な事項だと思っておりますので、この点については、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

岩村委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。では菊池委員、どうぞ。

菊池委員 今回の件でちょっと教えていただきたいんですけども、多分お医者さん、ドクターの先生はいろんなお考えの方がいらっしゃると思うんですね。その中で、処方権というのがありますし、その中で、処方箋にジェネリック、「可」にするの、「不可」にするという、ありますよね。

そういう部分で何か患者さんのほうから、ジェネリックにしたいんですけども、そこでもうまくしてもらえなくて、そういう点で何か苦情とか相談とか、そういったものが被保険者の患者さんのほうから、上がってくるというような例はないでしょうか。

岩村委員長 いかがでしょうか。事務局おねがいします。

長門理事 船員保険の場合には、なにぶん全体の規模が、被扶養者を含めて十二、三万人ですから。また、ジェネリックの取組みも24年度から始めたばかりですので、まだそこまで具体的な、そういう現場で不都合があったというようなお話は上がってきておりません。

それに代わるものということではないのですが、私どもでジェネリックの取組みを進める中で、ジェネリック医薬品に切り替えられると自己負担の額が少なくなりますよ、というご案内と併せて、24年度はカード形式でしたが、25年度からはシールの形で、ジェネリック医薬品をお使いになりたいという意思表示をしていただきやすくするためのツールを、同封してお送りしております。それを被保険者証に貼っていただくことを通じて、あえて言葉に出さなくても、ジェネリック医薬品を希望されているということが医療機関なり薬局に伝わるような、そういう工夫もさせていただいております。

岩村委員長 協会けんぽさんのほうからも、その点が、いかがかということをご参考までにお教えいただければと思います。

高橋理事 協会けんぽの方は、21年度からでしたか、呉市の例を見ながら、広島支部からジェネリック医薬品切り替えの場合の自己負担軽減額の通知を行う事業を始めていったわけですけども、現場では確かに患者さんから「ジェネリックにしてもらえませんか」という話を言っても、お医者さんが「いやいや」と言うケースは、まあ最近はあまり聞かないですけども、無きにしもあらずと。

それから、かなり大手の、大手というよりも、一部には大学病院もありますけれども、ジェネリックを使わないというところもあって、やはり処方する側の理解が要るんだろうというふうに思います。

ただ、根本には、もともとジェネリック医薬品の同等性に関して議論があり、国の薬事当局は、「薬の有効成分は同じだから、薬の効き方としては同じなんです」ということをはっきり言っているんですけども、使う方からすると「いや、微妙に感じが違う」とかです

ね。やっぱりいろいろあって、そこはどうしても専門家の判断が入りますので、「絶対にジェネリック」ということは、なかなか保険者の立場から言えないということです。

岩村委員長 ありがとうございます。菊池委員、よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでございましょうか。では立川委員、どうぞ。

立川委員 26 ページにあります特別支給金等の申請勧奨につきましては、確か一昨年ですが、経過的特別支給金として取り決めが行われまして、平成 22 年にさかのぼって、差額分の支給をする取り扱いを決めました。それでここにも記載されているわけなんですけど、過去分の勧奨について、どのくらいまで進んだのかということについてお教えいただければと思います。よろしくをお願いします。

岩村委員長 では、事務局のほう、データをお持ちでしたらお願いできますでしょうか。

長門理事 特別支給金等については、26 ページにありますように、平成 24 年の 4 月に休業特別給付金等を、それから、その後、12 月に経過的特別支給金をそれぞれ設け、福祉事業として行うことが、協議会の場で決まりましたが、対象者の把握に当たっては、これらの給付は、労災保険を受給していることを前提に支給されますので、厚生労働省から労災保険データを提供いただく必要がありました。

その適用は平成 22 年 1 月に遡ることとされた中で、平成 24 年 9 月以降に労災保険を受給された方については、既に厚生労働省からデータの提供があり、私どもにおいて特別支給金等の勧奨を進めてきたところですが、一方で、平成 22 年 1 月から平成 24 年 8 月までの間に労災保険を受給された方のデータについては、これまでもご説明して来たとおり、労災側のシステム上の理由から直ちにはデータを提供いただけない状態が続いておりました。

しかしながら、平成 24 年 8 月以前のデータについても、その後厚生労働省と話を進めた結果、昨秋、労災側のシステムを改修した上で、データ提供いただくことで合意が得られ、まさに、この 6 月末にデータ提供いただくことができましたので、順次、勧奨を始めさせていただいているところです。

25 年度において支給した特別支給金等の件数等は 26 ページにお示ししております。26 ページの件数等には、厳密に言えば、ご自身で申請された方のものも入っていますが、基本的にはここに挙がっている件数等が、これまでに勧奨してきた実績とお考えいただいてもよいと思います。

今般、平成 24 年 8 月以前のデータについても提供いただけましたので、今後、精力的に勧奨を実施してまいりたいと思います。まとまった量のデータが一時に提供されたこともあって若干時間をいただかなければならない面もあるかと思いますが、できるだけ早期に

対応してまいりたいと思っております。

岩村委員長 立川委員、よろしいでしょうか。

立川委員 はい、せっかく決めた制度ですので、なるべく早く運用していただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

岩村委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。特段ないということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そういうことでございますと、平成 25 年度決算 [ 船員保険事業 ] につきましては、この協議会といたしまして、了承するというにしたいと思ひますが、それでよろしゅうございましょうか。

( 異議なし )

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

事務局のほうから、この後の手続きにつきまして、説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

吉田次長 本日お諮りしました平成 25 年度決算 [ 船員保険事業 ] につきましては、7 月 29 日に予定しております全国健康保険協会運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して承認の申請を行う予定となっております。

岩村委員長 ありがとうございます。

## 議題 2. その他

岩村委員長 それでは次の議題とさせていただきたいと思ひますが、2 で「その他」ということになっております。

これにつきましては、参考資料の 1 および参考資料の 2 ということで、資料を用意していただいております。そこで、まず事務局のほうから、これらの資料につきましての説明と報告を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

吉田次長 それでは、参考資料の 1 と 2 をご説明させていただきます。

参考資料 1 でございます。先ほどお話がありましたメールマガジンの配信でございます。26 年 8 月より、メールマガジンの配信を始めることとしてございまして、7 月 7 日現在で

ございますけど、113件の登録を頂いております。今後はいろいろな連絡や情報をタイムリーに、先ほどお話しいただきましたような有益な情報等を、タイムリーにお届けすることとしてございまして、事務担当者の方々には、ぜひご登録をお願いしたいと思っております。

船員保険部におきましても、納入告知書あるいは支給決定通知書等々を活用して、ご案内しております。委員の皆さま方におかれましても、以前よりいろいろとご協力を頂いておりますところではございますが、登録件数を増やすということもございまして、あらためまして、この場を借りて登録の働き掛けにつきまして、お願いするところでございます。資料の1は、そういう状況でございます。

資料の2でございます。これもお願い事になるわけでございますが、26年4月から旅行代理店を活用しました保養事業をスタートしてございます。3ページのほうに、概要をお示ししてございます。ご案内の通りでございますが、補助が受けられる宿泊施設が、近畿日本ツーリスト、日本旅行の契約施設で、全国で3,000~4,000ぐらいの数がございます。補助額もお一人様1泊3,000円ということで、2泊まで補助できますので、家族4人の方で2泊ということになれば最大でも2万4,000円という、かなり大きな負担の軽減になるというところでございまして、これにつきましても6月末時点の利用者数でございます。42名の利用者数の申し込みになってございまして、利用の手続き、ここに方法を書いてございます。ご覧の通り、いろいろ煩雑だという意見は頂戴しておりますが、1年目ということで、まだまだ周知が徹底していないこともあり、また、この時期、6月末の時点のもので、夏休みを控えていること等々もありまして、皆さま方にも今までいろいろ周知広報にはご尽力いただいているところでありますが、あらためまして、また行楽シーズンにむけて、加入者、船舶所有者の皆さまへの周知につきまして、またお願いをする、というところでございます。

以上2点につきまして、広報についてお願いさせていただきました。

岩村委員長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたら、お話しいただければと思います。田中委員、どうぞ。

田中委員 メールマガジンの配信は、スタートですので、まずやっていただいてということですけども、船員あるいは家族、それから船舶所有者と、いろんな関係者があるので、どなたをターゲットにするのかということが重要だと思います。

例えば、船舶所有者向けの情報を、船員は多分あまり欲しくないというか、もっと被保険者として、欲しい情報は多分欲しいでしょうから、可能であれば、情報の選択が、2種類ぐらいできればいいのかなというのは一つ思います。

それから、旅行代理店を利用した保養事業ですけども、船員の保養事業の新たな取り組みの、一つ大きな第一歩ということで、金額も結構、1泊3,000円ということで、それなり

に家族で行けばインパクトがありますし、割と多く本制度についての質問が船員から来ていますので、まだ使っていない人も、これで使えるならぜひ利用したいという人たちは、潜在的にはかなり多いと思いますから、われわれも積極的に啓蒙していきたいと思います。ぜひ、新しい保養事業の在り方としても、浸透させていただきたいと思います。以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでございましょうか。

旅行代理店を使った保養事業のほうは、新しい枠組みで始めて、しかも中身は、結構、魅力的であることは確かなので、今、田中委員もおっしゃっていただいたように、各側でも、これについての広報といったこともしていただいて、できるだけ多くの方にご利用していただければ、というように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかの特段ご意見、ご質問などはない、ということではよろしいでしょうか。では立川委員、どうぞ。

立川委員 事業報告の中にもあったんですが、直接、健康保険協会さんの関係ではなくて、神戸にあります船員保険福祉センター、いわゆる「みのたに」の存続に向けた売却ですが、「みのたに」の関係が、昨年末から今年にかけて、進んでいるかと思えます。途中で入札に関する報告もありましたけども、これまでの経緯につきましてご報告ないしはご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

岩村委員長 はい。それでは厚労省さんのほうでお願いいたします。

末原管理室長 協会管理室長の末原でございます。

今お尋ねの「みのたに」の関係でございますが、「みのたに」は、施設を閉めてからの売却譲渡まで少し期間が空いたものですから、いろんなメンテナンスのところ、水回りとか、いろいろ掛かっておりまして、このままメンテナンス等がスムーズに進めば、一応、10月に入浴施設のオープン、それで11月にホテル、宿泊施設のオープンにこぎ着けそうだということで、買い受け先から聞いております。

今の、予定でございますので、オープン日が決まりましたら、また国・協会のほうにも連絡が入ると思えますので、またそのときにはご報告させていただきたいと思えます。以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。立川委員、いかがでしょうか。

立川委員 分かりました。継続的なご報告をよろしく願いしたいと思います。

岩村委員長 ほかに、いかがでございましょうか。



それでは、特段ほかにご意見がないということでしたら、本日の船員保険協議会は、これで終了したいと思います。

では、次回の日程等につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

吉田次長 次回の協議会につきましては、10月末頃に、27年度の保険料率の方向性等について、お諮りする予定としてございます。日程の詳細につきましては、各委員とご調整の上、後日ご連絡させていただきたいと思っております。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、本日の船員保険協議会は、これで閉会とさせていただきます。今日はお暑い中、またお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。(了)